

# 出入国在留管理基本計画の概要

## 出入国在留管理基本計画

- 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が出入国在留管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。
- 2018年12月に成立した入管法等改正法により、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記され、基本計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。

### これまでの策定履歴

- 第1次 出入国管理基本計画(平成4年5月策定)
- 第2次 出入国管理基本計画(平成12年3月策定)
- 第3次 出入国管理基本計画(平成17年3月策定)
- 第4次 出入国管理基本計画(平成22年3月策定)
- 第5次 出入国管理基本計画(平成27年9月策定)

### 出入国管理及び難民認定法(抜粋)【2019年4月施行反映】

- 第61条の10** 法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国在留管理基本計画」という。)を定めるものとする。
- 第61条の11** 法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

### 第5次出入国管理基本計画策定後の状況の変化

- ◎ 深刻な人手不足対策としての在留資格「特定技能」の新設
- ◎ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定及び法務省による総合調整機能の下での施策推進体制の構築
- ◎ 出入国在留管理庁の設置による体制整備
- ◎ 技能実習生の保護等を目的とする技能実習法の施行
- その他
  - ・ 出入国審査におけるバイオカート、顔認証ゲートの導入
  - ・ 「出入国管理インテリジェンス・センター」の新設
  - ・ 難民認定申請における濫用・誤用対策の強化 等

### 出入国在留管理基本計画の基本方針について

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から、技能実習制度の適正化を推進すること
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
- 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと

#### (参考) 第5次出入国管理基本計画における基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築すること
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと
- 訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な庇護の推進を図っていくこと